

住宅の省エネ改修工事(熱損失防止改修工事)に係る固定資産税の減額措置について

平成20年度の税制改正により、既存の住宅について一定の省エネ改修工事を行った場合、町に申告すると固定資産税が減額されます。

対象となる住宅

平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅は除く)について、平成20年4月1日から令和8年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税の3分の1が減額されます。(1戸当たり120m²を限度)

対象となる工事(ア及びアと併せて行うイ・ウ・エの工事で当該工事に要した費用が50万円以上のもの)

- ア 窓の断熱性を高める改修工事
- イ 天井等の断熱性を高める改修工事
- ウ 壁の断熱性を高める改修工事
- エ 床等の断熱性を高める改修工事

減額を受けるための手続き

改修工事終了後3か月以内に申告書と熱損失防止改修工事証明書を添付して、役場税務課に申告してください。

※この制度は、新築住宅に係る減額の特例措置及び住宅の耐震改修に係る減額の特例措置を受けている場合は適用されません。ただし、住宅のバリアフリー改修工事に係る減額の特例措置との併用は可能です。また1戸の住宅についてこの制度が適用されるのは1回限りです。